

最高裁秘書第141号

令和7年1月24日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、札幌高等裁判所がした司法行政文書の一部不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

令和6年4月1日以降の札幌高裁の職員配置表（職員配置表がない場合は配置図）

(2) 苦情の申出がされた日

令和6年6月10日付け（同月11日受付）

2 答申番号

令和6年度（情）答申第25号